

三木町告示第 88 号

三木町はり、きゅう、マッサージ施術費助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第 30 号

三木町はり、きゅう、マッサージ施術費助成要綱の一部を改正する要綱

三木町はり、きゅう、マッサージ施術費助成要綱(平成 25 年三木町要綱第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「10」を「9」に改める。

第 8 条第 1 項中「し、」の次に「1 日 1 回につき 3,000 円を上限とする。」を加える。

様式第 2 号を次のように改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

年度はり、きゅう、マッサージ助成券	
助成券番号	第 号
助成額	金 円
有効期限	年 月 日
利用者氏名	
※施術年月日	年 月 日
※施術費用	円 (うち助成券利用枚数 枚)
※施術種別	1 はり 2 きゅう 3 マッサージ
※指定施術所(者)	印
発行機関	三木町長 印
※欄は、施術所(者)が記入してください。	
注意事項	
1 この券は、本人以外使用できません。	
2 この券は、三木町が指定した施術所(者)に限り、1日1回まで使用できます。	
3 三木町から転出した場合は、使用できませんのでお返しください。	